

男女共同参画社会づくりのための県民意識調査

調査ご協力のお願い

日頃から、県政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

宮崎県では、「宮崎県男女共同参画推進条例」や「第3次みやざき男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりを推進しているところです。

このたび、県民の皆様の男女共同参画に関するお考えやご意見を「第4次みやざき男女共同参画プラン」に反映させるため、県民意識調査を行うことといたしました。

この調査は、県内にお住まいの18歳以上の方3,000名（男女各1,500名）を無作為に選んで行うもので、そのお一人としてあなた様にアンケートの回答をお願いすることとなったものです。

調査の過程や結果の公表にあたり、個人が特定されるようなことは絶対にございませので、どうぞ日頃のお考えを率直にお答えくださいますようお願いいたします。

できるだけ多くの県民の皆様の考えやご意見を第4次みやざき男女共同参画プランの策定に反映させたいと考えておりますので、ご多忙のところお手数をおかけいたしまして大変恐縮ですが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年8月

宮崎県知事 河野 俊嗣

回答にあたって

- 1 アンケートは、封筒の宛名ご本人がご回答ください。
ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力によりご回答ください。
- 2 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、説明にしたがってご回答ください。
- 3 **9月〇〇日（金）までに、次のいずれかの方法でご回答をお願いします。**
○インターネットでの回答（パソコンやスマートフォンを利用した回答）
○紙の調査票で回答
※詳しい回答方法については、裏面をご覧ください。
- 4 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮崎県 生活・協働・男女参画課 男女共同参画推進担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7040 FAX：0985-20-2221
メールアドレス：seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp



<回答方法>

○インターネットで回答する場合

- ブラウザ上部のアドレスバーに以下のアドレスを入力するか、QRコード（二次元バーコード）を読み取って、宮崎県電子申請システムに接続してください。

・アドレス（※半角で入力してください）

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/ZF0HvEcL>

・QRコード



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※ セキュリティ対策などの諸事情により宮崎県電子申請システムが表示されない場合があります。表示されない場合は、お手数ですがこの調査票でのご回答をお願いします。

- 画面状の質問に沿って9月〇〇日（金）までに入力し、回答を送信してください。
- 宮崎県電子申請システムで回答しても、あなたのお名前・住所は特定されません。
- 宮崎県電子申請システムで回答した場合は、調査票を返送する必要はありません。調査票や返信用封筒は、処分していただいて結構です。

○紙の調査票で回答する場合

- 該当する項目の番号等に“○”をつけてください。
「その他（ ）」を選択した場合は、（ ）内に具体的に記載してください。
- ご記入にあたっては、黒か青のボールペン、または鉛筆をご使用ください。
- 調査票および返信用封筒にあなたのお名前、住所を記入する必要はありません。
- ご記入いただいた調査票は、9月〇〇日（金）までに同封の返信用封筒にて、ご投函いただくようお願いいたします（切手は不要です）。
なお、調査の集計等を〇〇〇〇（住所：△△市1-1-1）に委託しておりますので、返信用封筒の宛名は、同社になっています。
- 紙の調査票で回答した場合は、インターネットで回答する必要はありません。

はじめに、お答えいただいた回答を統計的に分析するため、あなたとあなたのご家族についておたずねします。

- (1) あなたの性別をお聞かせください。(〇は1つだけ)

1 女性 2 男性 3 その他 4 答えたくない

- (2) あなたの年齢は次のどれにあたりますか。(〇は1つだけ)

1 18・19歳 2 20～29歳 3 30～39歳
4 40～49歳 5 50～59歳 6 60～69歳
7 70歳以上

- (3) あなたの雇用形態についてお尋ねします。(〇は1つだけ)

1 自営業主 2 家族従業者 3 会社などの役員
4 正社員(職員) 5 契約社員(職員)・派遣社員(職員)
6 パート、アルバイト、嘱託 7 学生 8 家事専業
9 無職 10 その他()

- (4) あなたは結婚されていますか。(結婚には、入籍していない事実婚も含みます。)
(〇は1つだけ)

1 結婚している 2 離別・死別した 3 結婚していない

<問(4)で1結婚しているとお答えの方におたずねします。>

→それ以外の方は、問(6)へお進みください。

- (5) あなたの配偶者(パートナー)雇用形態についてお尋ねします。(〇は1つだけ)

1 自営業主 2 家族従業者 3 会社などの役員
4 正社員(職員) 5 契約社員(職員)・派遣社員(職員)
6 パート、アルバイト、嘱託 7 学生 8 家事専業
9 無職 10 その他()

- (6) あなたのご家族の構成は次のどれにあてはまりますか。(〇は1つだけ)

1 単身(一人世帯) 2 夫婦のみ
3 二世帯世帯(自分と親) 4 二世帯世帯(自分と子ども)
5 三世帯世帯(自分と子どもと孫) 6 三世帯世帯(親と自分と子ども)
7 三世帯世帯(祖父母と親と自分)
8 その他(具体的に)

- (7) あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。成人しているお子さんや別居しているお子さんも含めてお答えください。(〇は1つだけ)

1 いる 2 いない

(8) あなたはどちらにお住まいですか。

(○は1つだけ)

1 宮崎市	2 都城市	3 延岡市	4 日南市
5 小林市	6 日向市	7 串間市	8 西都市
9 えびの市	10 三股町	11 高原町	12 国富町
13 綾町	14 高鍋町	15 新富町	16 西米良村
17 木城町	18 川南町	19 都農町	20 門川町
21 諸塚村	22 椎葉村	23 美郷町	24 高千穂町
25 日之影町	26 五ヶ瀬町		

1 男女平等意識及び女性の社会参画について

(1) 男女の平等感

あなたは、次の①～⑧にあげるような分野で、男女は平等になっていると思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	男性優 の遇 方が 非 常に なる	ど ち 男 優 性 遇 か の さ と 方 れ い が て い る	平 等 で あ る	ど ち 女 優 性 遇 か の さ と 方 れ い が て い る	女 性 優 の 遇 が 非 常に なる	ど ち ら と も い え な い
①家庭生活の場	1	2	3	4	5	6
②職場	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④地域社会(町内会、自治会など)	1	2	3	4	5	6
⑤政治の場	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
⑦社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体	1	2	3	4	5	6

(2) 男女平等になるために重要なこと

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要と思われることは何でしょうか。(○は1つだけ)

1 法律や制度の面で男女差別につながるものを改める
2 男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという性別による役割分担意識や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める
3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりする
4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る
5 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実させる
6 その他(具体的に)

(3) 男女の役割分担意識についての考え方

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する(決めつける)考え方について、あなたはどのように思いますか。

(○は1つだけ)

1 賛成
2 どちらかといえば賛成
3 どちらかといえば反対
4 反対
5 どちらともいえない

(4) 女性の社会参画

政策・方針決定にかかわる役職において、あなたはどのような分野に女性がもっと増える方がよいと思いますか。

(○は3つまで)

1	都道府県知事・市町村長
2	国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員
3	国家公務員・地方公務員の管理職
4	裁判官・検察官・弁護士
5	大学教授
6	国連などの国際機関の管理職
7	企業の管理職
8	企業の経営者
9	労働組合の幹部
10	農協・漁協の幹部
11	町内会長・自治会長
12	特にない
13	その他 ()

2 家庭生活及び結婚・家庭観について

＜現在結婚されている方（事実婚の方を含む）におたずねします。＞

→それ以外の方は、問(6)へお進みください。

(5) 家庭生活での夫婦の役割分担状況

あなたのご家庭では、次の①～⑨にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたがしていますか。※育児や子どもの教育、親の介護等については、現在該当しなくても過去にご経験があればそれをもとにお答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	主 に行 妻っ がて いる	主 に夫分 妻が坦 が一し 行部て いをい る	同 程分 度坦 し て い る	主 に妻分 夫が坦 が一し 行部て いをい る	主 に行 夫っ がて いる	主 にの行 夫人っ とがて 妻い る 外	現 在対 も象 過が 去い もな い
①家計を支える(生活費を稼ぐ)	1	2	3	4	5	6	
②掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする	1	2	3	4	5	6	
③日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5	6	
④育児、子どものしつけをする	1	2	3	4	5	6	7
⑤学校の行事に参加する	1	2	3	4	5	6	7
⑥地域の行事に参加する	1	2	3	4	5	6	
⑦親の世話・介護をする	1	2	3	4	5	6	7
⑧高額の商品や土地・家屋の購入を決める	1	2	3	4	5	6	
⑨家庭の問題における最終的な決定をする	1	2	3	4	5	6	

くすべての方におたずねします。>

(6) 理想とする家庭生活での夫婦の役割分担

家庭生活での夫婦の役割について、理想としてどのように分担するのがよいとお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	主に妻が行う	主に夫が担がーす行部るいを	同程度分担する	主に妻分夫が担がーす行部るいを	主に夫が行う
①家計を支える(生活費を稼ぐ)	1	2	3	4	5
②掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする	1	2	3	4	5
③日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5
④育児、子どものしつけをする	1	2	3	4	5
⑤学校の行事に参加する	1	2	3	4	5
⑥地域の行事に参加する	1	2	3	4	5
⑦親の世話・介護をする	1	2	3	4	5
⑧高額の商品や土地・家屋の購入を決める	1	2	3	4	5
⑨家庭の問題における最終的な決定をする	1	2	3	4	5

(7) 子どものしつけや教育について

あなたは次の①～④にあげるような子どものしつけや教育について、どのようにお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	賛成	どちらかばと賛成	どちらかばと反対	反対	どちらともない
①女の子も男の子も同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ	1	2	3	4	5
②男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい	1	2	3	4	5
③男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたほうがよい	1	2	3	4	5
④男の子は理科系、女の子は文科系に進んだほうがよい	1	2	3	4	5

(8) 結婚・家庭観

結婚、家庭、離婚について、あなたの御意見をお伺いします。
次の①～③にあげるような考え方について、どのようにお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	賛成	どちらかばと賛成	どちらかばと反対	反対	どちらともない
①結婚は個人の自由であり、 結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
②結婚しても 必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
③結婚しても相手に満足できないときは 離婚すればよい	1	2	3	4	5

(9) 男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なこと

あなたは、今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事・育児などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること
- 6 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 7 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 8 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと
- 9 男性が家事・育児などを行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 10 その他 ()
- 11 特に必要なことはない

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

(10) 仕事と生活のバランスの希望

仕事と家庭生活または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。

(○は1つだけ)

- 1 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念する
- 2 家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる
- 3 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- 4 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 5 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- 6 わからない

- (11) 仕事と生活のバランスの現状
現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。 (○は1つだけ)

1	家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している
2	家庭生活や地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させている
3	家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させている
4	仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている
5	仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念している
6	わからない

- (12) 地域活動への参加
あなたは次のような活動をしていますか。 (○はいくつでも)

1	県・市町村の審議会・委員会委員
2	町内会・自治会等の活動
3	P T A活動
4	こども会などの青少年育成活動
5	青年団体・女性団体・老人団体等の活動
6	消費者団体・生活協同組合等の活動
7	N P Oやボランティアなどの市民活動
8	その他の社会活動 (具体的に:)
9	参加していない

<現在仕事に就いている方におたずねします。>

→それ以外の方は、問(14)へお進みください。

- (13) 職場での男女差
あなたの職場では、次の①～⑦にあげるような分野で、性別によって差があると思いますか。 (○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	男性優 の遇 方さ が 非 常 に 優 い る	ど ち 男 優 性 遇 か の さ と 方 れ い が て え い る	平 等 で あ る	ど ち 女 優 性 遇 か の さ と 方 れ い が て え い る	女 性 優 の 遇 方 さ が 非 常 に 優 い る	ど ち ら と も い え な い
①募集・採用	1	2	3	4	5	6
②賃金	1	2	3	4	5	6
③仕事の内容	1	2	3	4	5	6
④昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
⑤能力評価(業績評価・人事考課など)	1	2	3	4	5	6
⑥研修の機会や内容	1	2	3	4	5	6
⑦育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ	1	2	3	4	5	6

<すべての方におたずねします。>

- (14) 女性の就業についての意識
女性の就業について、あなたはどのような考えをお持ちですか。 (○は1つだけ)

1	女性は仕事をもたない方がよい
2	結婚するまでは、仕事をもつ方がよい
3	子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい
4	子どもができて、仕事を続ける方がよい
5	子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
6	その他 (具体的に:)

(15) 女性の就業継続について

女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。 (〇は3つまで)

- | |
|---|
| 1 賃金の男女格差を改める |
| 2 昇進・昇格の男女格差を改める |
| 3 残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない |
| 4 育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する |
| 5 男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする |
| 6 結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する |
| 7 その他 (具体的に) |

(16) 男性の育児休業取得について

宮崎県の令和元年度の労働条件等実態調査によると育児休業取得率は女性が91.8パーセントであるのに対し、男性は10.2パーセントと低い水準になっています。

男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思えますか。 (〇は2つまで)

- | |
|---------------------------------|
| 1 周囲に前例となる男性がいないから |
| 2 職場に取りやすい雰囲気がないから |
| 3 仕事が忙しいから |
| 4 取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから |
| 5 人事評価や昇給に影響があるから |
| 6 休業補償が十分でなく、経済的に困るから |
| 7 育児・介護は女性の方が適しており、男性が取る必要はないから |
| 8 その他 (具体的に) |

4 人権への配慮について

(17) 配偶者等からの暴力に対する意識

あなたは、あなたの夫や妻又は恋人が、次の①～⑪のようなことをした場合、それを暴力だと思えますか。 (〇はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (〇はそれぞれ1つずつ)	ど ん暴 な力 場思 場に 合あ もた る	暴 力そ 場 のう 場で 合な とい る	暴 力と には あ思 たわ るな い
①大声でどなる	1	2	3
②「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性(かいしょう)なし」という	1	2	3
③交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
④生活費を渡さない	1	2	3
⑤何でも勝手に決め、命令する	1	2	3
⑥何を言っても無視し続ける	1	2	3
⑦見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑧いやがっているのに性的行為を強要する	1	2	3
⑨医師の治療が必要とならない程度の暴行をする	1	2	3
⑩医師の治療が必要となる程度の暴行をする	1	2	3
⑪命の危険を感じるくらいの暴行をする	1	2	3

(18) 配偶者等からの暴力を受けた経験

あなたは、あなたの夫や妻または恋人から、次のようなことをされたことがありますか。
(○はいくつでも)

- 1 大声でどなられる
- 2 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性（かいしょう）なし」といわれる
- 3 交友関係や電話を細かく監視される
- 4 生活費を渡されない
- 5 何でも勝手に決められ、命令される
- 6 何を言っても無視され続ける
- 7 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる
- 8 いやがっているのに性的行為を強要される
- 9 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受ける
- 10 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける
- 11 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける
- 12 その他（具体的に)
- 13 1～12のような経験は全くない

<問 (18) で1～12を選択した方におたずねします。>

→13を選択した方は、問 (21) へお進みください。

(19) 配偶者等からの暴力を受けた時の相談先

あなたは、問 (18) であげたような夫や妻または恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(○はいくつでも)

- 1 警察に連絡・相談した
- 2 人権擁護委員に相談した（法務局、地方法務局の人権相談窓口を含む）
- 3 女性相談所、女性相談員に相談した
- 4 男女共同参画センター相談員に相談した
- 5 その他の公的な機関に相談した
- 6 民間の機関（弁護士会、民間シェルターなど）に相談した
- 7 医師に相談した
- 8 家族に相談した
- 9 友人・知人に相談した
- 10 どこ（だれ）にも相談しなかった
- 11 その他（具体的に)

<問 (19) で10とお答えの方におたずねします。>

→それ以外の方は、問 (21) へお進みください。

(20) 配偶者等から暴力を受けたときに相談しなかった理由

どこ（誰）にも相談しなかったのは、なぜですか。

(○はいくつでも)

- | | |
|----|---|
| 1 | どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから |
| 2 | 恥ずかしくてだれにもいえなかったから |
| 3 | 相談してもむだだと思ったから |
| 4 | 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから |
| 5 | 担当者の言動により不快な思いをすと思ったから |
| 6 | 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから |
| 7 | 世間体が悪いから |
| 8 | 他人を巻き込みたくなかったから |
| 9 | そのことについて思い出したくなかったから |
| 10 | 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 11 | 相談するほどのことでもないと思ったから |
| 12 | その他（具体的に) |

(21) メディアにおける性・暴力表現についての意識

テレビ、新聞、雑誌等のメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。

(○はいくつでも)

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ |
| 2 | 社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている |
| 3 | 女性に対する犯罪を助長するおそれがある |
| 4 | そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない |
| 5 | 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている |
| 6 | その他（具体的に) |
| 7 | 特に問題はない |

5 男女共同参画センターについて

(22) 宮崎県男女共同参画センターの認知度

県では、男女共同参画社会づくりの拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、次のような事業を行っています。

所在地：宮崎市宮田町3番46号（県庁9号館1階）

- ① 情報提供事業～図書・ビデオ・啓発資料などの閲覧、貸出
- ② 啓発事業～広報啓発誌などの発行、男女共同参画講座の開催
- ③ 相談事業～電話相談・面接相談
- ④ 交流事業～女性団体代表者交流会、交流・学習活動の支援

あなたは、上記の事業についてどの程度ご存じですか。1つ選んで番号に○をつけてください。（○は1つだけ）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1 内容まで詳しく知っている | 2 おおよそ知っている |
| 3 名前は聞いたことがあるが内容は知らない | 4 知らない |

(23) 男女共同参画センターの利用の有無等

実際に宮崎県男女共同参画センターを利用したことがありますか。（○は1つだけ）

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1 2度以上利用したことがある | 2 1度だけ利用したことがある |
| 3 利用しようとしたことがない（理由：_____） | |

(24) 男女共同参画センターに期待すること

あなたが男女共同参画センターに必要なだと思う、または期待する機能は何ですか。（○はいくつでも）

- | | |
|--|--|
| 1 男女共同参画に関する幅広い情報、書籍、資料等の収集と提供 | |
| 2 男女共同参画を推進するための広報啓発誌等の作成と配布 | |
| 3 男女共同参画に関する講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催 | |
| 4 男女共同参画に関する調査・研究の実施 | |
| 5 女性の能力向上（女性指導者に対する研修・養成等） | |
| 6 男性向けの講座の実施 | |
| 7 就業講座や起業講座等による女性の就業支援 | |
| 8 個別相談の充実 | |
| 9 男女共同参画社会づくりに取り組む個人やグループの支援及び交流の場や機会の提供 | |
| 10 外国の女性たちとの交流及び国際協力活動の支援 | |
| 11 その他（_____） | |
| 12 特にない | |

6 男女共同参画施策について

- (25) 男女共同参画に関する言葉の認知度
あなたは、次の①～⑧にあげる言葉をご存知ですか。（○はそれぞれ1つずつ）

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	よく知 っている	聞いた ことが	知ら ない
①男女共同参画社会	1	2	3
②女子差別撤廃条約	1	2	3
③ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
④ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）	1	2	3
⑤男女雇用機会均等法	1	2	3
⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
⑦女性活躍推進法	1	2	3
⑧宮崎県男女共同参画推進条例	1	2	3

- (26) 県が推進すべき男女共同参画施策について
「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、県は特にどのようなことに
力を入れたらよいと思いますか。（○は3つ）

1 学校教育における男女平等教育の推進
2 女性の社会的な自立を目指す講座等の推進
3 男女共同参画社会づくりについての広報・啓発活動の充実
4 福祉、健康、労働などの相談業務
5 働きやすい職場環境の整備
6 行政の審議会に女性委員を増やすなど、女性の行政への参画の推進
7 男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、教育などを行う施設の充実
8 保育・介護に関する福祉の充実
9 地域活動やボランティア活動の支援
10 市町村の推進体制の充実
11 その他（具体的に)

- ◎男女共同参画社会づくりに関する県の施策についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

記入もれ等がないかもう一度お確かめの上、同封の返信用封筒にて、9月〇〇日（金）までにご投函ください。